“ふれあいとうるおいにみちた明るいまちづくり”をおしすすめましょう。

公益信託 寝屋川ふれあい基金
助成金給付対象者募集のお知らせ

公益信託 寝屋川ふれあい基金
受託者 株式会社りそな銀行

寝屋川ふれあい基金は、市民の方々や各種団体のあたたかいご支援（募金運動）のもとに設定されたものです。

＜公益信託の概要＞

名　　称	公益信託 寝屋川ふれあい基金
趣　　旨	青少年の健全育成活動および高齢者の社会教育活動を援助するため、公益信託を設定するものである。
目　　的	この公益信託は、信託設定の趣旨に基づき、寝屋川市内で、青少年の健全育成活動および高齢者の社会教育活動を行う団体及びその指導者に対し、助成を行い、もってふれあいとうるおいにみちた明るく豊かなまちづくりに寄与することを目的とする。
事　　業	この公益信託は、目的を達成するために、次の事業を行う。 （１）寝屋川市内において、スポーツ・文化・芸術等の分野で青少年の健全育成活動を行う団体等に対する助成金の交付。 （２）寝屋川市内において、スポーツ・文化・芸術等の分野で高齢者の社会教育活動を行う団体等に対する助成金の交付。
助成金交付額 ・交付時期	・団体に対する助成　　１件当り　１０万円以内 ・個人に対する助成　　１件当り　　５万円以内 ・助成金交付時期は、７月の予定

＜助成申請書の提出について＞

1. 提出期限	２０２５年５月９日（金）（消印有効）
2. 提出書類	「助成申請書」に必要事項を記入のうえ、3. の提出先へ郵送してください。 ※記入上の注意 ・助成金使途計画は、できるだけ詳細に記入してください。 ・活動の実態がわかる詳細な資料を添付してください。
3. 提出先・問合せ先	〒135-8581　東京都江東区木場１丁目５番65号 深川ギャザリア W2 棟 株式会社りそな銀行 信託オペレーションオフィス　公益信託担当 TEL 03-6704-3359　　FAX 03-5632-5944

以　上

＜必ずご覧ください＞

公益信託関連業務における個人情報の利用について

公益信託からの助成を申請する皆さまへ

株式会社りそな銀行
（公益信託受託者）

弊社は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）に基づき、公益信託からの助成金の給付申請者等の個人情報（申請書類に記載のある個人情報）を下記の業務内容及び利用目的の達成に必要な範囲で提供先とともに利用いたします。
公益信託の助成事業の遂行にあたってこの取扱は不可欠なものであり、助成金の給付申請にあたっては、申請書類に個人情報の記載がある皆さまに本紙記載の取扱をご確認いただき、これにご同意を得た上で、申請書類をご提出くださいますようお願い申し上げます。

記

・業務内容
〇公益信託の助成事業遂行に必要な業務
（助成先の審査・決定、助成金給付及び基金の管理に付随する業務）
・利用目的
〇公益信託の助成事業への申込に伴う審査、決定及び助成金給付の際の判断のため
〇公益信託の事業執行の妥当性の判断並びに基金の業務及び管理を適切に遂行するため
・個人情報提供先
〇公益信託関係者
（例）運営委員、信託管理人、委託者、運営事務局、業務委託先
〇主務官庁

以　上